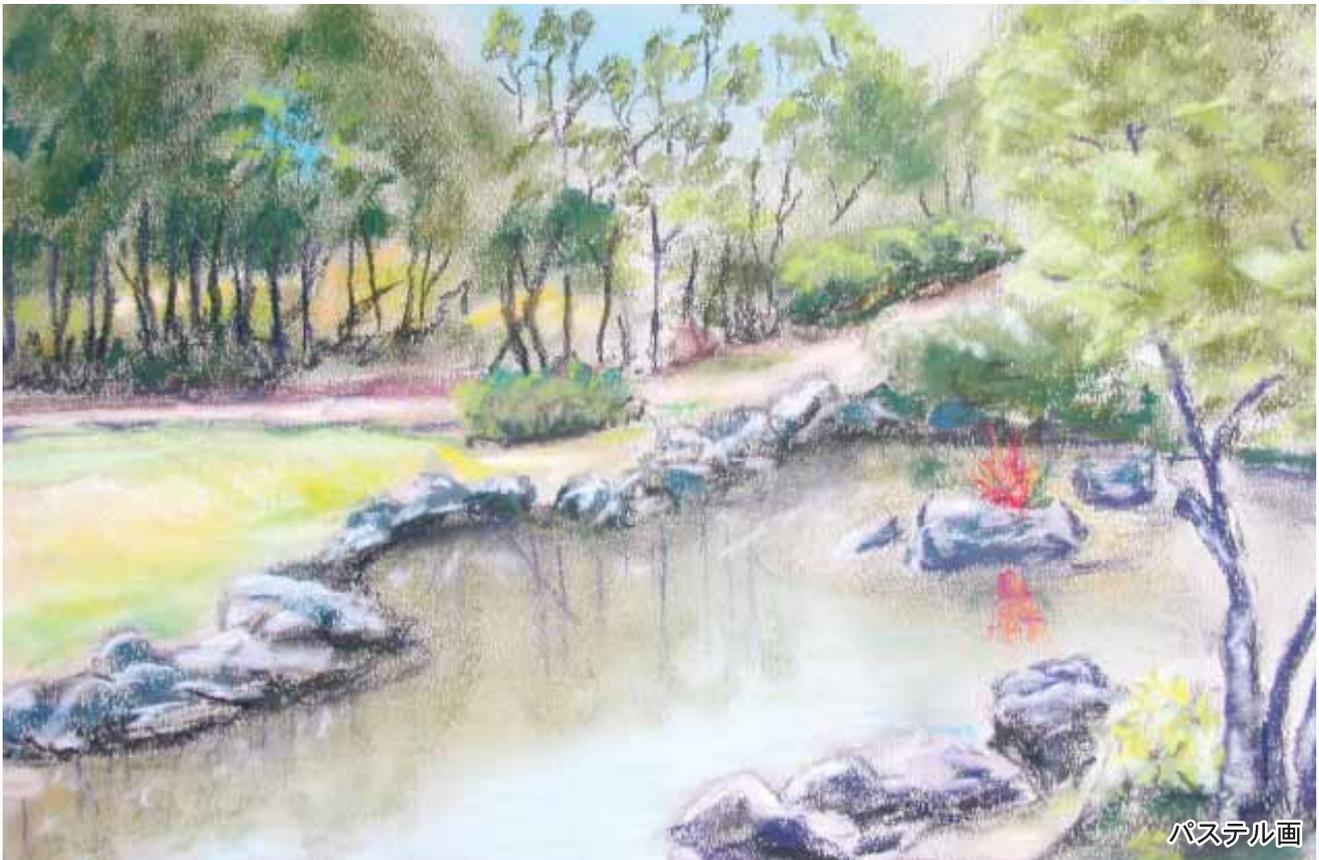


Monthly Association of Construction
Industry NEWS

会報

2007 May

5



パステル画

「宮崎市立 市民の森公園」
宮 崎 市

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成19年5月行事予定	1
◇平成19年6月上旬行事予定	2
◇県協会HP会員専用サイト掲載項目案内（4月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇県 協 会	
1. 下請取引の適正化について	3
2. 経営相談事業のご案内（ワンストップサービスセンター事業）	6
3. 守って！電波のルール	8
4. 平成19年春の全国交通安全運動実施要綱	9
◇雇用改善コーナー	
1. 平成19年度リーダー育成研修会開催の案内と研修生の募集について	10
2. 平成19年度「男女共同参画週間」の実施について	11
3. 建設業に働く若者からのメッセージ	12
◇技 士 会	
1. 『監理技術者講習会』の日程について	14
2. 平成19年度土木施工管理技術検定試験 2級学科試験受験準備講習会開催のご案内	14
◇建 退 共	
1. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）	15
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（3月分）	15
◇建 災 防	
1. 平成19年度全国安全週間（第80回）のスローガン及び実施要綱について	16
◇火薬協会	
1. 火薬類の保管管理の徹底について	20
2. 火薬関係保安講習会の受講受付開始！	21
3. 火薬関係試験の案内	22
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）	23
◇試験研修等のご案内	
1. 平成19年度建設業経理検定試験のご案内	24
2. 平成19年度3・4級建設業経理事務士特別研修のご案内	28
◇税務署だより	
1. 「不動産売買契約書」や「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置について	31
◇助建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 甲型共同企業体契約加入のお勧め	33

平成19年5月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建防災・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火			
2	水			
3	木	憲法記念日	憲法記念日	憲法記念日
4	金	国民の休日	国民の休日	国民の休日
5	土	子供の日	子供の日	子供の日
6	㊤			
7	月			
8	火	宮崎県建設業協会常務理事会 土木施工管理技士会理事会	建防災理事会 安全衛生推進者能力向上教育 (宮崎)	組合審議委員会 火薬理事会
9	水			
10	木			
11	金			
12	土			
13	㊤			
14	月			
15	火	宮崎県建設業協会理事会 宮崎県ダンブカー協会理事会	建防災通常代議員会 足場組立て等作業主任者技能講習 (16日まで宮崎)	組合理事会 火薬代議員会
16	水		企業年金連合会新任事務責任者研 修(東京) 基金納入告知書発送日	
17	木	監理技術者講習	企業年金連合会九州地方協議会 第1回総会・役職員講習会(長崎) 車両系建設機械技能講習 (19日まで清武)	
18	金			全建協連通常総会(東京)
19	土			
20	㊤			
21	月			保証会社監査役会(大阪)
22	火	全国建設業協会通常総会(東京)	型枠支保工組立て等作業主任者技 能講習(23日まで宮崎)	
23	水			火薬保安教育講習会(宮崎)
24	木	宮崎県建設業協会平成19年度表彰 式・第49回通常総会	建防災団体連絡協議会	組合通常総会 全火協総会(東京)
25	金		車両系建設機械(解体用)運転技 能講習(清武)	
26	土			
27	㊤			
28	月		企業年金連合会支払保証事業会議 (東京)	
29	火	宮崎県建設産業団体連合会正・副 会長会	現場管理者統括管理講習(宮崎)	
30	水	建設産業人材確保・育成推進協議 会全国会議(東京) 全国技士会通常総会(東京)		
31	木		全国総合厚生年金基金協議会定期 総会(東京)	保証会社取締役会・監査役会 (大阪)

平成19年6月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンプカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金	全国建設産業団体連合会通常総会 (東京) 1級土木模擬テスト(2日まで)	建設業の職長のためのリスクアセスメント教育(都城)	
2	土			
3	⑥			
4	月			
5	火	宮崎県ダンプカー協会通常総会 宮崎県土木施工管理技士会通常総会	職長・安全衛生責任者教育 (6日まで延岡)	
6	水	優秀施工者県知事表彰授賞式		
7	木			
8	金	宮崎県建設産業団体連合会 通常総会	高所作業車運転技能講習 (10日まで清武)	
9	土			
10	⑥			

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内(4月分)

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	平成19年度建設業経理検定試験、3・4級建設業経理事務士特別研修のご案内	宮 崎 県 建 設 業 協 会	HTML PDF

【会 員 専 用】

	項 目	所 管	形 式
1	低騒音型建設機械の指定について	国 土 交 通 省	PDF
2	排出ガス対策に係る建設機械等の通達について	国 土 交 通 省	PDF
3	建築確認制度の改正概要について	宮 崎 県	PDF

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

(4月1日~30日)

【代表者、組織、所在地等】

地区(市)名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(株)北村建設	代表者	北村宏文	北村力
高 鍋	(株)尾鈴建設	代表者	勢井和美	勢井政俊
延 岡	(株)太河建設	代表者	河原キクエ	太田富男
〃	〃	商 号	(名)太河建設	(株)太河建設
〃	(株)甲斐組	商 号	(名)甲斐組	(株)甲斐組

【退 会】

地区(市)名	会 社 名	代 表 者 名
宮 崎	(株)外山土木工業	佐々木浩一
都 城	(有)畑中組	畑中良子
西 都	(有)杉田建設	杉田公利

県協会

1. 下請取引の適正化について

国土交通大臣
経済産業大臣

最近の我が国の経済は、消費に弱さが見られるものの、全体として見れば回復基調にあります。しかしながら、中小企業の景況については、業種や地域によって、回復の度合いにばらつきが見られ、全国の中小企業の多くは、いまだ景気回復を実感できない状況です。

このような状況の中で、建設業においては、建設投資の大幅な減少、過剰供給構造等を背景に価格競争が激化し下請業者においては、経営環境の変化に厳しい対応を迫られているところです。

政府としては、従来から、建設業の元請業者と下請業者における契約締結及び代金支払の適正化等については、建設業法（昭和24年法律第100号）等の運用に努めてきたところであります。

こうした中であって、先般2月に「成長力底上げ戦略」が取りまとめられ、中小企業底上げ戦略の一環として、下請取引の一層の適正化を推進することとされました。

つきましては、貴会におかれましても、このような状況を十分に御認識いただき、下請業者への不当なしわ寄せが生ずることのないよう、「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日策定）及び「下請契約における代金支払の適正化等について」（平成18年12月4日付け国土交通省総合政策局長通達）等を踏まえ

- ・ 明確な見積依頼書の提示及び適正な見積期間の設定遵守
- ・ 建設工事開始前の書面による契約の締結遵守
- ・ 不当に低い請負代金の禁止
- ・ 請負代金の支払の適正化
- ・ 割引困難な手形（長期手形）交付の禁止

等について、改めて傘下の建設業者に対し周知徹底方よろしく申し上げます。

成長力底上げ戦略（基本構想）—概要—

I. 基本的な姿勢

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

- ・ 「成長力底上げ戦略」は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会、中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止。

2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

- ・ 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会（チャンス）」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相俟って、経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す。

3. 3本の矢―「人材投資」を中心に

【人材能力戦略】

- ・ 「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

【就労支援戦略】

- ・ 「公的扶助（福祉）を受けている人などで、経済的自立（就労）を目指していながら、その機会に恵まれない人」への支援

【中小企業底上げ戦略】

- ・ 「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等」への支援

II. 戦略の基本構想

1. 人材能力戦略 ― “能力発揮社会”の実現―

◎誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会を実現。

(1) 「職業能力形成システム」（通称「ジョブ・カード制度」）の構築

- ① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供
- ② 「ジョブ・カード（訓練参加状況や実績評価認定内容を記載）」を交付
- ③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援
- ④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

- ① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供
- ② プログラム履修者に対し、履修証明書を交付するとともに、「ジョブ・カード」にも、その内容を掲載。

(3) 官民共同推進組織の設置

- 「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の平成20年度の本格実施に向け、官民からなる推進組織を設置するとともに、先行プロジェクトを実施。

2. 就労支援戦略 ― 『福祉から雇用へ』推進5か年計画』の策定・実施―

◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、新たに策定する5か年計画に基づき、公的扶助（福祉）を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。

(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進。
- ② 就労支援方策として、福祉（就労支援）及び雇用（受入促進）の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進。

3. 中小企業底上げ戦略 —生産性向上と最低賃金引上げに向けた政策の一体運用—

- ◎ 中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策と雇用政策の一体的運用を行う。

(1) 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

- 「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」において、生産性向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げに関する政労使の合意形成。

(2) 「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

- ① 下請取引の適正化 —生産性向上の成果を下請業者に適正に配分
- ② IT化・機械化・経営改善
- ③ 中小サービス業等に対するノウハウの移転や生産性向上投資への資金提供
- ④ 中小企業の人材能力の向上

(3) 最低賃金制度の充実

- ① 最低賃金の周知徹底
- ② 最低賃金法の改正（最低賃金額決定における生活保護との整合性の考慮や違反時の罰則強化等—改正法案を国会提出予定）
- ③ 最低賃金引上げに向けた産業政策と雇用政策の一体的運用。

4. 戦略の推進体制 —官民一体となった推進体制を国・地方で構築—

(1) 戦略推進体制の整備

- ① 官民からなる「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」を国と地方に設置。
- ② 「成長力底上げ戦略」を推進するための政府部内の体制づくりを行う。

(2) 戦略の進め方

- ① 原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。19年度中は、本格実施の準備及び各施策を有効に組み合わせた先行的取組を展開。20年度から本格実施。22年度以降は実施状況を検証しながら施策展開。
- ② 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用。

2. 経営相談事業のご案内（ワンストップサービスセンター事業）

この事業は、厳しい経営環境にある地域の中小・中堅建設業者の経営改善や経営革新等の取り組みを支援するため、国土交通省が実施しているものです。具体的には、経営相談を希望する建設業者の事務所に、中小企業診断士や税理士等の有資格者（建設業経営支援アドバイザー）を派遣しますので、自社の課題等について幅広くご相談いただけます。当然、相談内容をこの事業の目的以外に使用することは一切ありませんので、ご安心ください。

個別相談を受けてみたい！（1回3時間程度、2回まで無料）

「自社の経営を見直したい」、「新しい事業にチャレンジしたい」、「今後の経営計画を策定したい」など、経営上の個別・具体的な相談を希望される場合は、宮崎県建設業協会を含めた全国77ヶ所の建設業総合相談受付窓口のいずれかに**相談申込書**（宮崎県建設業協会HPからもダウンロードできます）をFAXしてください。また、インターネットを利用した**WEB相談申込**もご利用いただけます。

追って、建設業経営支援アドバイザーから相談日時・相談場所の調整、詳しい相談内容の確認を行うための連絡を致します。

まずはお気軽にお申し込みを！！

建設業経営支援アドバイザー

- (1) 「建設業経営支援アドバイザー」とは、(財)建設業振興基金において登録している中小企業診断士や税理士、公認会計士等の専門家です。
- (2) アドバイザーは、経営診断、経営戦略の立案、事業計画の策定など、建設業者の皆さんの経営上の課題に関するご相談に幅広く対応します。

建設業総合相談受付窓口（全国77ヶ所に窓口を設置しています。）

- ・ 国土交通省の各地方整備局等（10ヶ所）
- ・ (社)全国建設業協会（1ヶ所）及び宮崎県建設業協会（各都道府県の建設業協会：46ヶ所）
- ・ (社)建設産業専門団体連合会（1ヶ所）及びその一部会員団体（17ヶ所）
- ・ (財)建設業振興基金（1ヶ所）

※ 各受付窓口の会員等でなくても、建設業者であればどなたでもご利用頂けますので、お気軽にお問い合わせ・お申し込みください。

※ 新しい分野への進出に際して、関連する情報をご希望の場合は、関係5省庁（国土交通省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、環境省）が作成した資料等を受付窓口に備え置いていますので、お気軽にお問い合わせください。

事業対象者

地域を営業基盤とする中小・中堅建設業者の皆さん

事業開始日

平成18年4月10日（月）

お問い合わせ先

財団法人 建設業振興基金構造改善センター

（担当：長谷川・由井 Tel 03-5473-4572）

宮崎県建設業協会（Tel 0985-22-7171）

ワンストップサービスセンター事業では、

- 経営方針 ○財務分析 ○人材・後継者育成 ○他社との連携 ○新分野進出
- 営業力強化 ○コストダウン ……など

経営者の皆さんの様々なお悩みに対し、建設業界に詳しい建設業経営支援アドバイザー（中小企業診断士や税理士等）を派遣します。

お気軽にご利用ください。（相談窓口では、各種資料のご提供も行っています。）

●相談内容：

財務分析と今後の経営方針

A社（電気通信工事業：資本金1000万円、従業員数13人、売上高1億4000万円）

2年前までは業績が良好でしたが、昨年の完工高が急激に減少、特に公共工事の受注が減少し、今後の経営への不安を抱いていたところ、知人からこの相談制度があることを知り、早速建設業経営支援アドバイザーに直接会社に来てもらいました。

我が社の主な相談内容は、財務状況の診断と今後の経営方針でした。

アドバイザーの助言のおかげで、財務や業務の改善方法および新分野進出を視野に入れた経営方針のヒントを得ることが出来ました。

このような制度があることをもう少し早く知っていたなら…と悔やまれます。今後は、経営計画を立案し、経営改善につなげたいと思います。

●相談内容：

新分野進出と人材育成

B社（建築工事業：資本金2000万円、従業員数60人、売上高17億5000万円）

昨年の厳しい経営環境下、当社は経営計画を策定し、新規事業を展開しています。本業（建設業）および新規事業の進捗状況や今後の展開など中期経営計画を見直していたところ、地元建設業協会からの紹介によりワンストップサービスセンターのことを知り、建設業経営支援アドバイザーに相談することになりました。

当社の経営計画を継続的に実行するためには、「社員の育成」が必須条件であることを改めて認識し、人材育成に関する助成・支援制度について紹介を受け、その活用方法について助言していただきました。

現在、これらの助言を参考に社内教育を見直し、実行しています。

今後も、人材の育成や経営計画の実現に努力していきたいと考えています。

3. 守って！電波のルール

－ 6月1日から10日までは電波利用保護旬間です－

総務省九州総合通信局では、電波利用保護旬間の期間中、電波を正しく利用していただくための広報活動及び不法無線局の取締りを強化しています。

電波は、テレビやラジオの放送や携帯電話などの身近なものから、飛行機や船、警察、消防・救急の無線などの社会や生活の安全に関わるものまで、暮らしのいたるところで使われています。

しかし、ルールを守らない不法な無線局によって、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、携帯電話の通話を妨害するなど暮らしに悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防・防災行政無線など人命に関わる重要な無線に対する混信・妨害が発生するなど、私たちの生活をおびやかしています。

不法な無線局を開設したり運用したりすると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、また不法電波で公共の無線通信を妨害すると5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処せられます。

電波には免許が、無線機には認証マークが必要です。誰もが安心して利用できるようにするため、一人ひとりがルール（電波法）を守ってクリーンな電波環境を作りましょう。

－問合せ先－

■九州総合通信局 <http://www.kbt.go.jp/>

- 不法無線局、混信・妨害……………TEL：096—368—8656
- 受信障害（テレビ・ラジオ）…TEL：096—326—7873
- 電波利用料……………TEL：096—326—7805
- その他行政相談……………TEL：096—326—7819

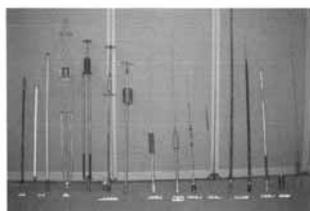
電波のことなら
九州総合通信局へ



主な不法無線局

不法市民ラジオ(不法CB)

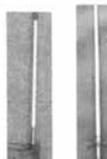
一般に強力な空中線電力増幅器(ブースター)を接続しており、漁業無線、テレビ受信、電話回線等に混信妨害を与えます。



不法パーソナル無線

主にMCA、携帯電話、防災行政無線等に混信・妨害を与えます。

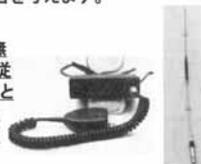
パーソナル無線は、免許が必要です。



不法(改造)アマチュア無線

主に、警察及び消防無線、鉄道用無線等に混信・妨害を与えます。

アマチュア無線は、無線従事者の資格と無線局の免許の両方が必要です。



不法無線局を使うとどうなる？

1年以下の懲役、または100万円以下の罰金処せられます。

九州総合通信局

4. 平成19年春の全国交通安全運動実施要綱

宮崎県交通安全対策推進本部

第1 スローガン **交通安全 ゆずる優しさ 待つゆとり**

第2 期 間 **平成19年5月11日（金）～5月20日（日）**

第3 運動の重点 春の交通安全運動では、新入学児童等に対する交通ルールを理解と交通マナーの習慣付けが重要課題となるとともに、本格的な高齢社会への移行に的確に対処するため、

「子どもと高齢者の交通事故防止」

を運動の基本とするほか、次の重点を定めます。

- ① 飲酒運転の根絶
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 交差点マナーアップの推進（宮崎県独自）

第4 主な推進事項

運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」

子どもと高齢者自身の交通安全意識の高揚を促進するとともに、一般の運転者、その他の交通参加者の子どもと高齢者に対する保護意識の醸成を図り、子どもと高齢者の交通事故を防止するため、次の項目を推進します。

- (1) 通園（通学）時間帯等における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
- (2) 高齢者の運動・運転能力等の理解に基づく安全行動と保護活動の徹底
 - ア 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識に基づく安全行動の実践
 - イ 街頭での高齢歩行者、高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
 - ウ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と高齢運転者を保護する思いやりのある運転の実践
- (3) 夜間外出時における反射材用品等の活用の促進
- (4) 交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの理解向上
- (5) あんしん歩行エリア、スクールゾーン、シルバーゾーン等を中心とする子どもと高齢者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

① 飲酒運転の根絶

飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さについて広く県民に訴えて県民の意識改革を進めるとともに、運転者の交通安全意識の高揚を促進し、飲酒運転を根絶する。

② 自転車の安全利用の推進

自転車使用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車利用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を推進する。

③ 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

交通事故発生時における被害の防止・軽減を図る。

④ 交差点マナーアップの推進（宮崎県独自）

全事故の約6割を占める交差点及びその付近における交通事故防止を推進する。

雇用改善コーナー

1. 平成19年度リーダー育成研修会開催の案内と研修生の募集について

「建設業を担うリーダー育成研修会」

建設産業の経営環境は、国並びに地方公共団体の公共事業投資が急速に減少してきているため大変厳しい状況にあります。各企業は、今まで以上に経営体質の強化に取り組む必要性が高まってきていると同時に、他方では、急速に進展するIT化（情報通信技術）への対応をはじめ、多様化する入札制度や品質管理の強化等の制度改革に対して的確に対応していかなければなりません。

また、少子・高齢化社会が進む中で、若年建設労働者の確保や賃金体系の整備等福利厚生等の充実・強化にも長期的展望に立って取り組んでいく必要があります。

当研修は、労働安全衛生管理、決算書の見方や活用の仕方等の講話、建設業の現状や将来の展望などについての県幹部との意見交換等、会社経営の指針となるような内容の研修を盛りだくさん計画していますので奮ってご応募ください。

[主催者] (社)宮崎県建設業協会、独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター

[協力] 宮崎県建設業協会青年部連合会、各地区（市）建設業協会

[開催月] 平成19年6月から平成19年11月まで（5回、6テーマ）

[開催場所] 独立行政法人 雇用・能力開発機構宮崎センター「研修室」
宮崎市大字恒久4241 TEL0985-51-1511

宮崎県建設会館 5階会議室

[対象者] 宮崎県建設業協会会員企業に属し、かつ宮崎県建設業青年部に所属する会員とする。

[定員] 20名以内

[受講料] 無料

[申込方法] 受講希望者は、所属する地区（市）建設業協会の事務局に申し込んで下さい。

[受付期限] 地区（市）協会は、受講者を取りまとめて、5月11日（金）までに、宮崎県建設業協会事務局まで申込書を提出してください。

[受講決定通知] 定員確定後、受講決定通知書を交付します。

[研修項目]

- | | |
|--|-------|
| (1) 開講式・企業における労働安全衛生管理 | (6月) |
| (2) 会社決算書の見方と活用 | (7月) |
| (3) 最近の労働法制の動きと賃金制度等 | (7月) |
| (4) 座談会（県土整備部幹部を迎えて・・・建設業として取り組むべきこと） | (8月) |
| (5) 異業種現場見学会（みやざきテクノフェア、宮崎県産業廃棄物総合処理センター見学等） | (11月) |
| (6) 宮崎県電子入札・納品手続き・入力模擬体験等（未定） | (11月) |
| (7) 閉講式・意見交換 | (11月) |

*申込みは、所属する地区（市）協会事務局にご相談下さい

よりよい現場しょくばで働きたい！

2. 平成19年度「男女共同参画週間」の実施について

内閣府男女共同参画局

平成19年度「男女共同参画週間」実施要綱

1 目 的

本週間は、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することにより、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的とする。

2 実施期間

平成19年6月23日（土）から6月29日（金）までの1週間

3 主 唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁（警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

4 協力を依頼する機関・団体等

地方公共団体、女性団体その他の関係団体（都道府県、政令指定都市、男女共同参画宣言都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等）

5 実施事項

- (1) 本週間の中央行事として「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を「ワーク・ライフ・バランスの実現のために」をテーマに開催する。
- (2) 本週間の実施に併せて「男女共同参画社会づくり功労者表彰」及び「女性のチャレンジ賞表彰」を実施する。
- (3) 本年度は「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」という標語のもと、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事の実施、ポスター・チラシの作成配布及びテレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン等、広報啓発活動を実施する。
- (4) 4に掲げる機関・団体等に対して、(3)に掲げる広報啓発活動等の協力を依頼する。

“いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー”

男女共同参画推進本部は、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施します。内閣府では、この週間の趣旨を伝える標語を募集し、応募総数1,913点の中から、審査の結果、以下の3作品を選びました。[募集期間：1月16日～2月23日]

*最優秀作品	「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」	(秋田県 篠田 健三 様)
*優秀作品	「共同参画 仕事と暮らしの 調和から」	(三重県 森川 益明 様)
*優秀作品	「限りある 時間を自分らしく バランスよく」	(大阪府 戸田 和子 様)

この週間の期間中、国は、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催するほか、地方公共団体や女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事及び広報啓発活動を行います。



富山県 高見 るみ子 (25歳)
(榑岡部 土木施工管理)

「性別という個性」

「どんな仕事をしているの？」こう聞かれた時、「建設業です。」と答えると必ず「事務？」と聞かれます。それが嫌で、今は「現場監督です！」と答えています。どうして女性＝事務なんだろうか？私はいつも不思議に思います。

私は、自分が一番やりたい仕事をしようと思っていました。それがたとえどんなにきつくても自分が好きで選んだことなら絶対にやり遂げられると思ったからです。そう思い決めた職種が土木技術者として施工管理に携わることでした。私の周囲の建設業に詳しい人、まったく知らない人達は、この仕事に就くと決めた私に、大変だからやめた方がいいとほとんどの人が否定的であり、まだまだ女性の職場として認知されていないことを痛感しました。

就職活動を始めてみて、まだまだ女性技術者の採用に対し難色を示す企業も多かったのですが、ぜひ女性に来て欲しいとってくれる企業もありました。しかし本当に大変なのは就職してからでした。

最初の現場は、河川の災害復旧工事でした。河川工事は、単純な構造だと言われましたが、

何も分からない私にはどのような構造物を造るのか図面から想像することも出来ませんでした。現場に出ても何をしていいのかわからず、先輩の後ばかりついてまわっていました。

「分からないことはすぐに開け。分かるまで聞け。」とアドバイスされましたが、分からないことが多すぎて、忙しそうな先輩に話しかけづらく、こんな簡単なことを聞いてもいいのだろうかと不安に思いながらも聞いてみると、いやな顔ひとつせず、理解出来るまで何度も丁寧に教えてくれました。それは現場の人たちも同じでした。

本当なら監督として恥ずかしいことなのかもしれませんが、入社一年目の私は少しでも分からないことがあれば誰でも聞くようにしました。そのうち、先輩にしか仕事の話をしなかった人達が、私にもしてくれるようになり、監督として認めてもらえたような気がしてとても嬉しく感じました。しかし嬉しさとは反対に何を聞かれても応えられるようにならなければと、プレッシャーがかかり、仕事が終わってからも次の日のことを考え、なかなか眠れない日がありまし

よりよい現場しょくばで働きたい！

た。

ここまでは誰もが経験し、乗り越えてきたことだと思いますが、女性であるゆえにどうしようもないこともありました。それは力です。現場での仕事は力仕事が多く、初めは女性だからといってなめられたくないと思い、必死に男性と同じことをしようとしました。筋トレにも励み、腕に力こぶが出来るほど体を鍛えました。それでも男性と同じことは出来ませんでした。先輩に「どんなにがんばっても所詮女は力で男に勝てない。誰もお前にそんなことは期待していない。」と言われ、とても腹が立ちましたが、それが事実であることを身をもって感じていたので、大変ショックでした。でも先輩は、その後「お前が他の部分で劣っているとは思わないし、お前にしか出来ないことがあると思う。この仕事は一人でするものじゃなく、みんなで一つの物を造りあげていくものだから、つっぱってばかりいないで時には甘えることも必要だ。」と言ってくれました。それからは自分が出来る範囲で無理せず力仕事をしています。でも「甘える」という言葉の意味を間違えないよう今でも体は鍛えています。

働き始めてまだ一年半しか経っていませんが、この仕事を選んで良かったと心から思っています。やはり女性にとってこの仕事はきついです。それでも現場にも行きたくないと思ったことは一度もありません。それは、その分得られるものが多いからだと思います。完成した時の達成

感や充実感。何よりも支えあいながら、苦難を共に乗り越えてきた仲間が出来たこと。それだけで、どんなにきつく、辛かったことも忘れてしまいます。

現在、私の会社には女性技術者として同様の苦勞をした先輩達があります。先輩達の先駆者としての苦勞話は、「私はなんて小さなことでくじけそうになっているんだろう。もっとがんばらなければ！」とやる気を奮い立たせてくれます。私よりも多くの苦勞をしてきた先輩達ですが、誰一人この仕事を選ばなければよかったと言う人はいません。仕事中はいきいきと自信に満ち溢れた表情をされています。そんな先輩達を見るたびに、性別など関係ないんだと勇気づけられます。

人には個性があり、得意・不得意は人それぞれです。私は性別も個性の一つだと思います。だから女性であることが嫌だった頃もありましたが、今では誇りに思っています。もしもこの仕事に限らず、性別のために夢を諦め、女性であることを悔やんでいる人がいるなら、思い切っで飛び込んで欲しい。苦勞はするかもしれないけど、きっと自分が女性であることを誇りに思える日が来るから。

よりよい現場しょくばで働きたい！

技 士 会

1. 『監理技術者講習会』の日程について

建設業法の一部改正により、平成16年3月1日より講習を受講しなくても「監理技術者資格者証」が更新のみで交付されるようになりました。

(但し、公共事業を施工される方は今までどおり受講しなければなりません)

平成19年度も昨年に引き続き宮崎県土木施工管理技士会主催で下記のとおり4回開催いたしますので、自分の都合のいい日に受講してください。

日 程	会 場
① 平成19年5月17日(木)	「宮崎県職業能力開発協会」 宮崎市 学園木花台
② 平成19年8月22日(水)	「 〃 」 〃 〃
③ 平成19年11月28日(水)	「 〃 」 〃 〃
④ 平成20年2月9日(土)	「 〃 」 〃 〃

監理技術者とは

発注者から直接工事を請け負い、そのうち3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は「監理技術者」を工事現場に置かなければなりません。

2. 平成19年度土木施工管理技術検定試験 2級学科試験受験準備講習会開催のご案内

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切なこととなります。

土木施工管理技士の国家資格取得を目指す技術者、皆様方のために2級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を今年度も『技士会』主催・県建設業協会のご後援により開催することになりました。

その準備といたしまして、下記のとおり講習会を計画いたしましたので多数ご参加されますようご案内いたします。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願い致します。

日 程	平成19年7月30日(月)～平成19年8月3日(金) 2級学科講習 5日間
場 所	宮崎市橘通東2丁目9番19号 宮崎県建設会館
問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985—31—4696

多くの批判された人々は銅像になっている、批判した人の銅像は一つもない

建退共

1. 建退共宮崎県支部取扱状況（3月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共済契約者数	被共済者数	手帳更新状況	退職金支給状況		掛金収納状況
					件	千円	(2月分)
先月までの累計		社 3,534	名 48,692	冊 24,223	3,108	千円 2,357,758	千円 1,657,405
3月分		7	228	816	138	110,249	59,927
17年度計		3,541	48,920	25,039	3,246	2,468,007	1,717,332
脱退		40	157				
累計		3,501	48,763	344,311	35,200	19,041,631	109,675,595

注：掛金収納額は19.2月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（3月分）

1. 適用

(平成19年3月末現在)

設立事業所数	加入員数		
	男	女	計
416社	5,035人	839人	5,874人

2. 給付

裁定状況

	当月分		年度累計	
	件数	金額	件数	金額
第1種退職年金	4	1,530,900	54	24,691,400
第2種退職年金	10	1,940,800	177	35,562,300
選択一時金	5	2,217,500	52	26,169,800
脱退一時金	24	4,450,300	284	46,328,800
遺族一時金	2	894,800	6	2,394,600

3. 年金経理（保有資産）

信託資産	18,915,944,032 円
合計	18,915,944,032 円

注：時価である

建 災 防

1. 平成19年度全国安全週間（第80回）のスローガン 及び実施要綱について

平成19年度全国安全週間（第80回）のスローガン及び実施要綱が発表されましたのでお知らせ致します。

本 週 間／7月1日～7月7日
準備期間／6月1日～6月30日

☆スローガン

「組織で進めるリスクの低減 今一度確認しよう安全職場」

☆平成19年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で80回目を迎える。

さて、我が国の労働災害による被災者数は、労災保険新規受給者数が年間約55万人に上っており、死亡者数についても平成18年は減少が見込まれているものの、今なお、約1,500人に及ぶ尊い命が労働の場で失われている。また、休業4日以上死傷災害や、一度に3人以上の労働者が被災する重大災害が、平成18年においては前年に比べ増加する見込みである。

この背景として、最近の景気回復による業務の繁忙化等により、安全に関する人材の確保が困難となっていることや、未熟練労働者に対する安全教育が不十分となっていること、事業者の安全への意識が不十分であること等から事業場において安全管理が低調となっていることが考えられる。さらに今後、団塊の世代の労働者が大量に退職することにより、各事業場における安全に関するノウハウが十分に継承されないことが危惧される場所である。

このような中、職場の安全を確保し、労働災害の減少を図るためには、経営トップが率先して、職場における安全に対する意識や取組を再度確認し、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）やその結果に基づくリスク低減措置の実施をはじめ安全管理活動を充実・強化することが重要である。また、そのために事業者、労働者がそれぞれの役割を果たし、組織が一丸となって取り組むことが不可欠である。

このような観点から、平成19年度の全国安全週間は、

「組織で進めるリスクの低減 今一度確認しよう安全職場」

をスローガンとして展開することとする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 新聞等を通じて広報を行う。
- (3) 全国安全週間地方大会、安全講習会等を開催する。
- (4) 安全に関する作文、写真、ポスター、標語等の募集を行う。
- (5) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (6) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (7) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

9 実施者の実施事項

安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。

(1) 本週間に実施する事項

- ア 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- イ 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ウ 安全旗の掲揚、ポスター、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- エ 安全表彰を行う。
- オ 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
- カ 安全についての作文、写真、ポスター、標語等の募集及び発表を行う。
- キ 安全に関するビデオ、映画、スライド等の映写会、講演会等を開催する。
- ク 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ケ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- コ その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2) 準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

- ア 安全管理体制の確立と安全管理活動の活性化
 - (ア) リスクアセスメントの推進

-
- 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントとその結果に基づく安全対策の実施
- a 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立
 - b 危険性又は有害性の特定、負傷等の重篤度及びそれらが発生する可能性の度合いを考慮したリスクの見積りの実施
 - c リスク低減措置の検討及び実施
- (イ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした自主的な安全管理活動の促進
- a 経営トップの安全に対する基本方針の明確化及びこれに基づく目標の設定
 - b 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」等に基づくリスクアセスメントとその結果に基づく安全対策の実施（再掲）
 - c 事業活動と一体となった安全管理計画の作成及びその実施、評価、改善
 - d 安全管理担当部門の職務、管理・監督者の安全に関する責任と権限を明確にした実効ある安全管理の規定の整備とその運用
 - e システム監査の実施及びこれに基づくシステムの見直し
- (ウ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (エ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (オ) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全管理体制の整備並びにその活動の活性化
- (カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
- (キ) 建設業における安全管理活動の定着
- a 元方事業者、関係請負人が一体となって安全管理を推進する体制の確立
 - b 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
 - c 足場先行工法、手すり先行工法の活用等による墜落災害防止対策の徹底
 - d 土止め先行工法の活用等による土砂崩壊災害防止対策の徹底
 - e 建設機械貸与者等との連携の促進
 - f 建設工事に従事する労働者に対する教育等の安全教育の実施の促進
 - g 危険再認識教育の実施の促進
 - h 安全施工サイクル活動の実施の促進
- (ク) 製造業における安全管理活動の定着
- a 構内下請事業場に対する連絡調整の実施等混在作業による労働災害防止を図るための安全管理の推進
 - b 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントとその結果に基づく安全対策の実施（再掲）
 - c 定期（特定）自主検査、機械設備のライフサイクルと整合した計画的な点検整備を実施
 - d 危険業務発注時における危険情報の確実な伝達・提供
 - e 構外系列事業場における安全活動の活性化のための指導、援助の実施
- イ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
- (ア) 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
 - (ウ) 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業マニュアルの整備
 - (エ) 産業用ロボット、自動搬送機械設備等の作業マニュアルの整備
 - (オ) 建設機械、クレーン等の安全な作業計画の確立
 - (カ) 作業マニュアルの定期的な見直し及びその徹底のための教育訓練の実施
-

-
- ウ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の実施
 - (ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
 - (イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の充実・徹底
 - (ウ) 危険体感教育の実施
 - (エ) 事業場における安全教育担当者の養成
 - (オ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施
 - (カ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施
 - (キ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
 - エ 作業者の安全意識の高揚
 - (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
 - (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化（再掲）
 - (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
 - (エ) 「安全の日」等の設定
 - (オ) 安全についてのポスター、標語等の募集・掲示
 - (カ) 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
 - (キ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
 - オ 爆発・火災災害防止対策の推進
 - (ア) 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づくリスクアセスメントとその結果に基づく安全対策の実施（再掲）
 - (イ) 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
 - (ウ) 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
 - (エ) 化学物質等安全データシート（MSDS）等による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用の促進
 - カ 交通労働災害防止活動の推進
 - (ア) 管理体制の確立
 - (イ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理
 - (ウ) 交通労働災害防止担当管理者、運転者等に対する教育の実施
 - (エ) 交通労働災害防止に対する意識の高揚等
 - キ 高年齢労働者の安全対策の推進
 - (ア) 若年労働者と高年齢労働者が混在して同じ作業に従事することを前提とした対策の実施
 - (イ) 機械設備等作業環境の改善
 - (ウ) 作業方法、作業配置等の改善
 - (エ) 作業手順の確立及び適切な作業指揮の実施並びに安全教育の実施
 - ク 派遣労働者の安全対策の推進
 - (ア) 派遣先における派遣労働者の安全確保措置の実施
 - (イ) 派遣元における派遣労働者の安全確保措置の実施
 - ケ 労働時間等労働条件の適正化の推進
 - コ 快適な職場環境の形成の推進
 - サ 労使による自主的な安全活動の充実
-

火 薬 協 会

1. 火薬類の保管管理の徹底について

平成18年度は、県内における産業火薬に関する事故や火薬に関する盗難等の発生はありませんでしたが、過去にはその前兆事案と認められる火薬庫外周の有刺鉄線が切断される事犯が発生したことがあります。

火薬を取扱う各事業所においては、火薬関係の各施設や設備の安全性の点検確認を行い、不備な箇所は補修整備を行ってください。

また、社員や従業員に対する安全教育を行い、不審事案や事故発生時の連絡体制の確認を行い、万一の時にあわてず冷静な対応ができるようにしてください。

更に、今後とも次の点に注意して頂き、火薬類の適正な保安全管理の徹底を期していただき、火薬類の盗難と事故防止に努めていただきますようお願い致します。

記

1. 施設及び設備の監視を徹底すること。警報警鳴装置は作動しますか。
2. 施設内の作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
火薬類を使用する消費現場へは、消費許可申請時に従事者として届出のない者は立入らせないこと。従事者は腕章又はマル火入りのヘルメットの着用を義務付け、事故防止を図るとともに従事者であるとの識別を図る等の措置をとること。
3. 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を強化徹底すること。
施錠の設備があっても施錠忘れのないように、施錠の効果を確認し錠の懸け忘れを防止すること。また、鍵の保管管理の徹底を図ること。
4. 施設の巡視点検等を入念に実施し、不審者等への注意を徹底すること。
万が一、不審者、不審物等を発見した場合は、速やかに警察へ110番通報すること。
5. 非常時の連絡体制を再点検するとともに、従業者に周知徹底を図ること。
緊急時の第一報は、110番又は119番を最優先させること。
6. 業務車両や制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一盗難が発生した場合は速やかに警察に通報すること。
7. 火薬類の数量管理を徹底すること。
帳簿は、火薬類の出し入れの都度記載し、別人が確認を行い、チェック機能を果たす体勢を確立すること。(できればこの上司が好ましい。)

火 薬 類 正 し く 管 理 こ ま め な 施 錠

2. 火薬関係保安講習会の受講受付開始！

平成19年の保安講習会を下記のとおり開催いたします。早めに申込を行ってください。

会場の定員を越えたときは、他の会場に変更になることがあります。

今一度、保安手帳の次回受講期限年月日を確認してください。

月 日	曜	会 場	講 習 会 種 別	定員
5月23日	水	宮崎県建設会館	再・責任者・従事者	80名
6月12日	火	日向地区建設業協会	責任者	120名
6月19日	火	小林地区建設業協会	責任者・従事者	80名
7月11日	水	宮崎県建設会館	受験者対象養成講習・火薬学	40名
7月12日	木	宮崎県建設会館	受験者対象養成講習・法令	40名
7月18日	水	都城地区建設業協会	責任者・従事者	110名
7月25日	水	西都地区建設業協会	責任者	120名
8月8日	水	宮崎県建設会館	再・責任者・従事者	80名
8月9日	木	高鍋地区建設業協会	責任者・従事者	90名
8月30日	木	日向地区建設業協会	責任者	120名
9月12日	水	日南地区建設業協会	責任者・従事者	80名
9月26日	水	高千穂地区建設業協会	責任者	120名
9月27日	木	高千穂地区建設業協会	・従事者	120名
10月3日	水	宮崎県建設会館	再・責任者・従事者	80名
10月18日	木	西都地区建設業協会	・従事者	90名
10月25日	木	延岡地区建設業協会	責任者・従事者	120名
10月26日	金	日向地区建設業協会	責任者・従事者	120名
12月13日	木	宮崎県建設会館	再・責任者・従事者	80名

※ 講習時間

- ・ 再教育講習 10：00～17：00
- ・ 責任者保安教育講習 13：00～17：00
- ・ 従事者保安教育講習 13：00～16：00
(9月27日開催の高千穂の従事者講習は09：00開始です。)
- ・ 受験者対象養成講習 09：00～16：00

※ 受験者対策講習会は、宮崎市でのみ開催です。

※ 講習会受講申込をされますと、講習会の1週間前ころに受講番号をお知らせしますので、受講票に記入し保安手帳と共に当日受付に提出してください。

安保安教育 事故事例 活かして無くそう 火薬事故

3. 火薬関係試験の案内

火薬類取締法31条第3項に基づく火薬類取扱・製造保安責任者試験の本年度の試験は、次のとおり実施されます。

1 試験の種類は、次の三種類です。

- ・ 甲種火薬類取扱保安責任者試験と乙種火薬類取扱保安責任者試験
- ・ 丙種火薬類製造保安責任者試験

2 試験日

日時 平成19年8月26日（日曜日）

甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験は、午後1時から午後3時まで

丙種火薬類製造保安責任者試験は、午後1時から午後3時30分まで

3 願書受付期間

平成19年6月26日（火）から平成19年7月5日（木）まで

郵送による場合は、7月5日（木）の消印あるものまで有効です。

4 受験資格

学歴、経験の有無を問いません。

5 試験科目

(1) 甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験は、次の2科目です。

- ① 火薬類取締りに関する法令
- ② 一般火薬学

(2) 丙種火薬類製造保安責任者試験は、③・④が追加されました。

- ① 火薬類取締りに関する法令
- ② 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造工場保安管理技術
- ③ 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む）製造方法
- ④ 火薬類性能試験方法
- ⑤ 一般教養科目

6 提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 受験票（郵便はがき）及び受験票控
- (3) 写真 受験票控に貼付する。
- (4) 住民票抄本（受験者本人のもの）出願前3か月以内に市区町村長から交付を受けたもの、本籍の記載は必要ありません。
- (5) 試験免除、一部免除者は、免除に必要な資格証明の文書。

7 その他詳細は、火薬保安協会に問い合わせてください。

問合せ先 宮崎県火薬保安協会 0985—25—4678

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（3月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成18年度	500	▲70.2%	18,512	▲59.3%	6,504	▲22.0%	184,400	▲11.0%
平成17年度	1,678	24.9%	45,508	43.1%	8,335	5.2%	207,100	▲4.5%
平成16年度	1,343	142.0%	31,794	59.9%	7,920	13.7%	216,951	4.9%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

(単位：件、百万円)

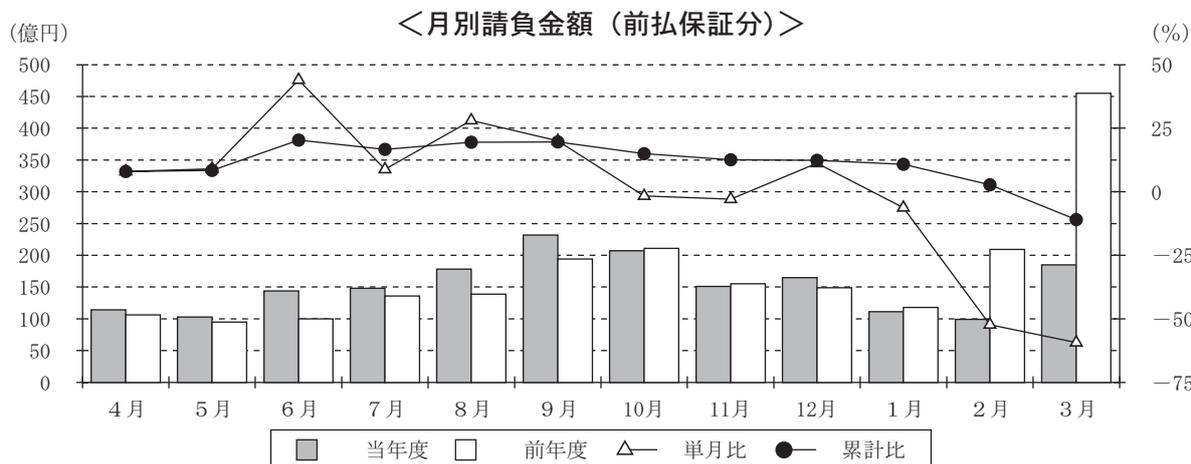
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	78	6,815	▲14.9%	36.8%	622	46,313	40.5%	25.1%
独立行政法人等	6	451	▲51.0%	2.4%	62	10,970	76.0%	6.0%
県	269	8,625	▲58.6%	46.6%	2,406	69,257	▲24.2%	37.6%
市 町 村	147	2,620	▲83.1%	14.2%	3,367	56,509	▲24.2%	30.6%
そ の 他	0	0	—	0.0%	47	1,349	▲31.7%	0.7%
計	500	18,512	▲59.3%	100.0%	6,504	184,400	▲11.0%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	102	3,450	▲57.8%	18.6%	1,355	43,358	4.9%	23.5%
高 岡	6	310	356.9%	1.7%	165	3,946	▲44.0%	2.1%
西 都	12	246	▲84.4%	1.3%	240	7,125	▲22.2%	3.9%
高 鍋	28	831	▲39.3%	4.5%	277	11,958	▲2.3%	6.5%
日 南	50	2,576	15.9%	13.9%	471	13,289	18.2%	7.2%
串 間	23	495	▲28.9%	2.7%	230	3,248	▲28.4%	1.8%
都 城	34	912	▲59.5%	4.9%	783	17,359	▲19.8%	9.4%
小 林	30	1,103	32.2%	6.0%	670	12,515	▲15.8%	6.8%
日 向	121	4,209	▲77.0%	22.7%	968	32,228	▲25.8%	17.5%
延 岡	56	3,489	▲30.0%	18.9%	664	27,561	5.0%	14.9%
西 臼 杵	38	887	▲82.3%	4.8%	681	11,809	▲23.1%	6.4%
計	500	18,512	▲59.3%	100.0%	6,504	184,400	▲11.0%	100.0%

※宮崎・高岡地区については、合併により対象となる工事場所が前年度と今年度で異なるため、増減率は参考数値として表示。



試験・研修等のご案内

1. 平成19年度建設業経理検定試験のご案内

(財)建設業振興基金では、従来より建設業会計の知識修得を目的とした建設業経理検定試験を実施しています。

本試験は1級及び2級を建設業経理士検定試験、3級及び4級を建設業経理事務士検定試験として年1回、3月に実施して参りましたが、本年度から1級・2級の試験については年2回、3月の試験に加え9月にも実施することと致しました。

これまで年度末の繁忙期ということで受験を見送っていた方や、本年3月の試験に引き続き受験されたい方は、是非とも積極的にお申し込みいただきますようお願い致します。

なお1級・2級の建設業経理士試験合格者については、公共工事の入札に係る経営事項審査の評価対象となっています。

1. 試験日程

(1) 上期試験：第2回建設業経理士検定試験（1級・2級）

受験申込受付期間 平成19年5月10日（木）～5月31日（木）〔消印有効〕

※申込書の配布期間：平成19年4月23日（月）～5月31日（木）

試験日 平成19年9月9日（日）

合格発表日 平成19年11月15日（木）

(2) 下期試験：第3回建設業経理士検定試験（1級・2級）

第27回建設業経理事務士検定試験（3級・4級）

受験申込受付期間 平成19年11月9日（金）～11月30日（金）〔消印有効〕

※申込書の配布期間：平成19年10月29日（月）～11月30日（金）

試験日 平成20年3月9日（日）

合格発表日 平成20年5月15日（木）

2. 受験資格

どなたでも、希望の級を受験することができます。

3. 試験の内容及び程度

各試験級の内容及び程度は下表のとおりです。なお、1級は原価計算、財務諸表、財務分析の3科目から成る科目合格制をとっており、有効期限内に3科目全てに合格すると1級資格者となります。

級別	内 容	程 度
1 級	建設業原価計算、財務諸表論及び財務分析	上級の建設業簿記、建設業原価計算及び会計学を修得し、商法その他会計に関する法規を理解しており、建設業の財務諸表の作成及びそれに基づく経営分析が行えること。
2 級	建設業の簿記・原価計算及び会社会計	実践的な建設業簿記、基礎的な建設業原価計算を修得し、決算等に関する実務を行えること。
3 級	建設業の簿記・原価計算	基礎的な建設業簿記の原理及び帳簿並びに初歩的な建設業原価計算を理解しており、決算等に関する初歩的な実務を行えること。
4 級	簿記のしくみ	初歩的な建設業簿記を理解していること。

4. 試験日の時間割・試験時間等

試験日の時間割、試験時間、出題数は下表の通りです。試験の開始時刻等は上期試験と下期試験で異なります。詳しくは受験の手引きや振興基金のホームページでご確認ください。

時間割	1時限目	2時限目	3時限目
試験級 (試験時間・出題数)	1級原価計算 (1時間30分・5題)	1級財務諸表 (1時間30分・5題)	1級財務分析 (1時間30分・5題)
	4級 (1時間30分・4題)	3級 (2時間・5題)	2級 (2時間・5題)

5. 同日受験

1級は、1科目受験のほか、2科目または3科目の同日受験が可能です。また、「2級と3級」、「3級と4級」の組み合わせによる同日受験も可能ですが、これ以外の組み合わせによる同日受験(例えば1級各科目と2級の組み合わせ)はできません。

なお、同日受験で複数の科目をお申し込みされる場合でも、申込書は1枚でお申し込みできます。

6. 試験地

全国主要都市で実施します。

7. 受験料(消費税込)

1級(1科目) ……………	7,200円	1級(2科目同日受験) ……	10,300円
1級(3科目同日受験) ……	13,300円	2級 ……………	6,100円
3級 ……………	5,100円	4級 ……………	4,100円
2・3級(同日受験) ……	11,200円	3級・4級(同日受験) ……	9,200円

※上記受験料のほか、「受験申込書」を入手されて申し込みされる場合は、申込書代として300円(消費税込)必要となります。

また、インターネットで申し込みされる場合は、申込書代は不要ですが、決済手数料として300円(消費税込)が必要です。

8. 申込方法

検定試験の申し込みは、以下の2つの方法があります。

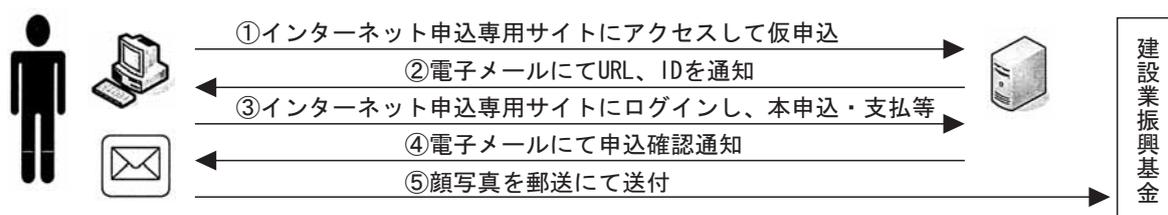
① インターネットによる申し込み

- ・E-mailアドレスが必要となります。
- ・支払方法は、クレジットカード決済またはコンビニ決済のいずれかです。
- ・写真のみ普通郵便等で郵送(平成18年度試験申込者は写真送付が免除される場合がございます)

② 「受験申込書」郵送による申し込み

- ・申込書の入手が必要です
- ・支払方法は郵便局での払い込みとなります
- ・受験申込書・写真・郵便振替払込証明書を「配達記録」郵便にて郵送
(※平成18年度試験申込者は写真送付が免除される場合がございます)

① インターネットによる申し込みの流れ

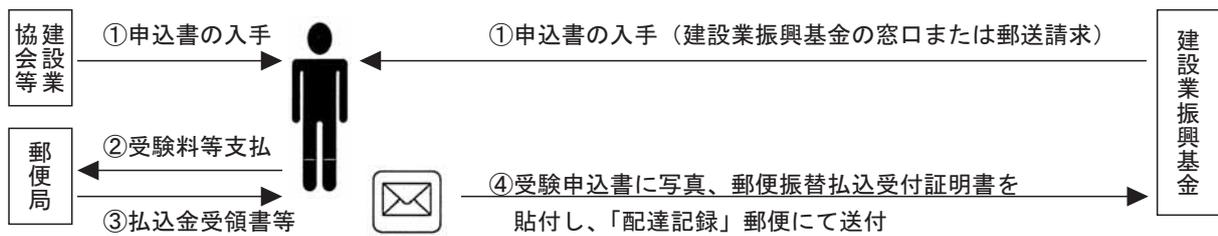


●申込期間〔上期試験：5月10日～5月31日／下期試験：11月9日～11月30日〕

詳細は右記へ→<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>

又は→宮崎県建設業協会HPへ

⑧ 「受験申込書」郵送による申し込みの流れ



申込書を下記要領で入手いただき、申込期間内に必要事項をご記入の上、振興基金宛てに「配達記録変更」にてご郵送ください。なお、受験料のお支払いは申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局でのお支払いとなります。

●申込期間〔上期試験：5月10日～5月31日／下期試験：11月9日～11月30日〕

(1) 窓口での入手

振興基金や宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会の窓口（カウンター等）で下記の期間、配布しております。

配布箇所によっては、申込期限前に無くなってしまう場合もございますので、お早めにお求めください。

●配布期間〔上期試験：4月23日～5月31日／下期試験：10月29日～11月30日〕

●申込書代金（300円）は受験料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

(2) 郵送請求

上記窓口での入手が困難な方は、①受験申込書送付依頼書（次ページ）に必要事項をご記入の上、②送料分の切手と共に、振興基金宛てにお送りいただければ、当方より申込書をお送りいたします。

●取扱期間〔上期試験：4月23日～5月18日／下期試験：10月29日～11月19日（いずれも基金到着分迄）〕

●申込書代金（300円）は当方からお送りする申込書に添付している払込用紙を用い、郵便局で受験料と共に払い込みいただきますので、申込書の郵送請求時には不要です。

【①及び②の送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

（財）建設業振興基金

建設業経理検定試験センター試験係

（上期試験：5月18日 当振興基金到着分迄）
（下期試験：11月19日）

※郵送請求の場合、申込書が届くのに1週間程度かかります。

申込書請求部数	送料（切手）
1部	140円分
2部	240円分
3～6部	390円分
7～10部	580円分
11部以上	宅配便の送料着払いで送付

9. 写真送付の免除

平成18年度の建設業経理検定試験に申し込みされた方は、写真の送付を免除いたします。この措置をお受けになりたい方は、申込の際に「平成18年度整理番号」を記入いただく必要があります。平成18年度整理番号は受験票または合否通知に記載しています。

10. 1級科目合格の有効期限 1級科目合格に5年の有効期限

平成17年度までの 建設業経理事務士 1級科目 合格者	平成18年4月30日を基準日とし、それ以後5年の間に行われ る試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建設業経理 士となり、合格証明書が交付されます。
平成18年度以降の 建設業経理士 1級科目合格者	科目合格通知書の交付日を基準日として、それ以後5年の間 に行われる試験で、残りの科目をすべて取得すれば、1級建 設業経理士となり、合格証明書が交付されます。

11. 本検定試験に関する問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

(財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター TEL 03-5473-4581

※以下のサイトで、試験、特別研修のご案内をしております。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/> 又は宮崎県建設業協会HPへ

《参考図書》

振興基金では下記の参考書等を発行しています。

- ・建設業会計概説（1級：財務諸表・財務分析・原価計算、2級、3級）
- ・初歩の建設業会計（4級）

※上記図書の注文先

(株)建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-10

TEL 03-5408-1881 FAX 03-5408-1882

----- <切り取り線> -----

— 受験申込書送付依頼書 —

受験申込書 送付先住所	〒 _____		
※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。			
お名前	_____ 様		
カナ氏名	_____		
電話番号 (日中ご連絡先)	_____	_____	
申込書請求部数	部	送料(切手)	円分

太枠内を宛先として申込書をお送りします。

内容に不明な点があった場合に、お問い合わせ可能な電話番号をご記入ください。

申込書の請求部数及び送料(切手)をご記入ください。申込書代金は後払い(受験料と共に払い込み)のため不要です。

2. 平成19年度3・4級建設業経理事務士特別研修のご案内

建設業経理事務士特別研修3級・4級は、昭和59年より建設業経理に関する知識と処理能力の向上を図り、建設会社の経営基盤強化を目的として、(財)建設業振興基金が行っているものです。

この研修は、講習と検定試験とを組み合わせ実施しています。

研修最終日に行う検定試験に合格すると、3級または、4級建設業経理事務士の資格が得られます。
(平成18年12月末時点の延べ資格者数 3級資格者：24万人・4級資格者：18万人)

(財)建設業振興基金では、初歩の簿記の仕組みから、建設業固有の簿記・会計・原価計算・財務分析までを総合的に網羅して理解していただけるように考えております。

特に、全く経理に関する知識がない方や、日常の事務処理は行っているも再度基礎から学ぼうとされる方が独学で学習されるより、本研修を受講することで、その効果は極めて大きいものとなるはず

です。
また、新人社員の方はもとより、現場で従事する方、自社の財務諸表を読み解き経営の在り方を再構築しようとしている中小企業経営者の方も、本研修制度を活用することにより、必ずや会社の経営改善が進展する第一歩となるものと考えます。

1. 開催日（宮崎）

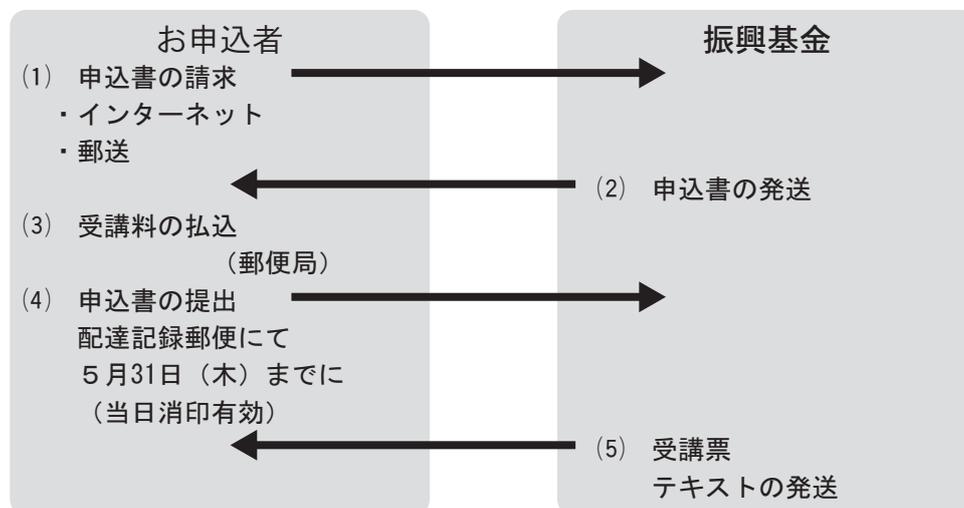
会場の定員を超えた場合は、下記の開催日に受講出来ない場合がありますので、お早めにお申し込みください。申込人数が極めて少ない都市においては開催しない場合がございますので予めご了承ください。

実施都市	3級（3日間）	4級（2日間）
宮崎	8月28日（火）～8月30日（木）	9月4日（火）～9月5日（水）

2. 申込受付期間

【平成19年5月10日（木）～5月31日（木）】

お申込の流れ



3. 申込書の入手方法

5月10日（木）より1部100円（消費税込）で販売

申込書の代金は受講料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

☆入手方法は、下記(1)または(2)もしくは、宮崎県建設業協会、各地区（市）建設業協会窓口で配付しております。

(1) インターネットからの申込書請求方法

<http://www/kensetsu-kikin.or.jp/gyom2/>へアクセスして案内に従いご請求ください。

インターネットから請求された場合、(2)郵送請求と異なり、予め入力していただくデータを受講事務処理に活用する為、当基金からお送りする申込書の送料を無料とさせていただきます。当基金からの申込書の発送はインターネットにて請求していただいた翌営業日になる予定です。

(2) 郵送による申込書請求方法

以下に挙げる①、②を次の宛先へ郵送してください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
 (財)建設業振興基金 建設業経理検定試験センター 特別研修 係

①申込書送付依頼書

下欄の依頼書に必要な事項を記入してください。

②送料分切手

部数に応じた送料分の切手（送料は右表参照）

※郵送請求は5月18日（金）到着分にて終了とさせていただきます。

郵送請求の場合、申込書がお手元に届くの1週間程度かかります。

申込書代金（100円）は当方からお送りする申込書に同封の払込用紙を用い、郵便局で受講料と共に払い込みいただきますので、申込書入手時には不要です。

申込書部数	送料（切手）
1部	120円
2部	140円
3～4部	200円
5～7部	240円
8部以上	390円

-----切り取り線-----

平成19年度 特別研修 申込書送付依頼書

お名前	(漢字氏名)	(カナ氏名)	
申込書送付先 ※勤務先に送付する場合は、会社名やビル名を必ず記入してください。	(〒 ー)		
電話番号 (日中ご連絡先)	(会社・自宅・携帯のいずれか)		
請求部数	部	同封している切手 (送料)	円分

以下の欄は、会場の収容人数設定の参考にさせていただきます。

3級	受講希望地	人数	人
4級	受講希望地	人数	人

4. 受講資格・研修内容

3級	受講資格	建設業経理事務士4級有資格者
	研修内容	建設工事の施工工程で発生する取引や、一般的な商取引に係る記帳処理上の問題点を解き明かすとともに、建設業の決算について、実務を踏まえた例題を多数用いて明らかにします。 特に、必須である建設業の原価計算の基礎をこの段階で確実に理解していただくよう親切に根気強く、お教えします。
4級	受講資格	どなたでもお申込みできます。
	研修内容	簿記とは何か、なぜ大切かという段階から、複式簿記の仕組みを理解していただきます。＜取引の仕訳＞→＜総勘定元帳への転記＞→＜試算表の作成＞→＜精算表の作成＞→＜決算書の作成＞までの一連の流れを親切で丁寧な講義によりわかりやすく、お教えします。

最終日の講習終了後、検定試験を実施します。

5. 研修日程

3級（3日間）研修日程

第1日 ～2日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～17:00 講習		
第3日 (最終日)	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～14:20 講習	14:20～14:30 休憩	14:30～16:30 検定試験

4級（2日間）研修日程

第1日	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～17:00 講習		
第2日 (最終日)	9:30～12:30 講習	12:30～13:30 休憩	13:30～14:50 講習	14:50～15:00 休憩	15:00～16:30 検定試験

6. 受講料（テキスト代、消費税込）

3級 30,900円, 4級 20,600円

上記受講料のほか、申込書代金として100円必要となります。

7. 合格発表日

平成19年11月15日（木）（平成19年8月～平成19年9月実施分）

平成19年12月25日（火）（平成19年10月～平成19年11月実施分）

上記発表日に、合否通知を本人宛に郵送致します。

8. 申込書類 申込みに必要な書類

① 建設業経理事務士特別研修申込書

② 写真票（④の写真と③の受講料の払込受付証明書を貼付します。）

③ 郵便振替払込受付証明書（②写真票に貼付）

④ 写真1枚（たて4cm、よこ3cm、1枚 白黒・カラー可・②写真票に貼付）

※ 上記の①～③はお送りする申込書にセットされています。事前には④写真のみご準備ください。

【実施機関・お問い合わせ先】 財団法人建設業振興基金

東京都港区虎ノ門4-2-12 TEL 03-5473-4581

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp>

税務署だより

1. 「不動産売買契約書」や「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置について

平成19年4月 税務署

「租税特別措置法」の一部改正により、「不動産売買契約書」及び「建設工事請負契約書」について、平成19年4月1日以降（平成21年3月31日まで）作成される契約書についても印紙税の軽減措置が適用されます。

※ これまでは、平成9年4月1日から平成19年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされてきました。

【軽減措置の概要】

軽減措置の対象となる契約書は、これまでと同様に「不動産の譲渡に関する契約書」又は「請負に関する契約書（建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限られます。）」のうち、これらの契約書に記載された契約金額が1千万円を超えるもので、平成21年3月31日までの間に作成されるものです。

なお、これらの契約書に該当するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や工事請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

（注）契約金額が1千万円以下のものは、軽減措置の対象となりません。

【軽減後の税率】

軽減措置の対象となる契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第1第1号及び第2号の規定にかかわらず、その契約書に記載された契約金額につき、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、1通当たり、下表の「軽減後税率」欄の金額となります。

契約金額	本則税率	軽減後税率	参考（軽減額）
1千万円を超え5千万円以下のもの	2万円	1万5千円	5千円
5千万円を超え1億円以下のもの	6万円	4万5千円	1万5千円
1億円を超え5億円以下のもの	10万円	8万円	2万円
5億円を超え10億円以下のもの	20万円	18万円	2万円
10億円を超え50億円以下のもの	40万円	36万円	4万円
50億円を超えるもの	60万円	54万円	6万円

【軽減措置の対象となる「不動産の譲渡に関する契約書」の範囲】

軽減措置の対象となる「不動産の譲渡に関する契約書」とは、印紙税法別表第1第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいいます。

なお、不動産の譲渡に関する契約と同号に掲げる他の契約が併記された契約書も軽減措置の対象となります。

(例) 建物の譲渡（譲渡金額4千万円）と定期借地権の譲渡（譲渡金額2千万円）に関する事項が記載された契約書。

- この契約書に記載された契約金額は6千万円（建物の譲渡金額4千万円＋定期借地権の譲渡金額2千万円）ですから、印紙税額は4万5千円となります。

【軽減措置の対象となる「請負に関する契約書」の範囲】

軽減措置の対象となる「請負に関する契約書」とは、印紙税法別表第1第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。

なお、建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書であれば、その契約書に建設工事以外の請負に係る事項が併記されていても軽減措置の対象となります。

(例) 建物建設工事の請負（請負金額5千万円）と建物設計の請負（請負金額5百万円）に関する事項が記載された契約書。

- この契約書に記載された契約金額は5千5百万円（建物建設工事の請負金額5千万円＋設計の請負金額5百万円）ですから、印紙税額は4万5千円となります。

《注》建設工事とは、建設業法第2条に規定する土木建築に関する工事の全般をいいます。

したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。

【収入印紙を誤ってはったときは】

軽減税率が適用される契約書に、軽減税率による金額を超えて収入印紙をはってしまった場合のように、印紙税として定められた金額以上の収入印紙をはってしまった場合、又は印紙税のかからない文書に印紙税がかかると思って収入印紙をはってしまった場合は、その文書を税務署に提示して、還付請求の手続を行えば、誤って納めた印紙税額の還付を受けることができます。

【分からないときは】

軽減措置の対象となる契約書に該当するかどうか、税額がいくらになるか、また、還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署や税務相談室へお尋ねください。

また、税金の質問にインターネット・音声・ファクシミリでお答えするタックス・アンサーもご利用ください。【タックスアンサー <http://www.taxanswer.nta.go.jp/>】



税 務 署
この社会あなたの税がいきている

（財）建設業福祉共済団からのお知らせ

甲型共同企業体契約加入のお勧め

共済団の年間完成工事高契約は、元請の甲型共同企業体工事現場及び海外の工事現場を除く建設工事現場に就労する労働者を補償対象とした契約です。

年間完成工事高契約に加入されている方で、元請の甲型共同企業体で工事を受注した際、その工事現場に就労する労働者を補償対象としたい場合は、別途、甲型共同企業体契約での加入が必要となりますので、補償漏れを防ぐためにも、その都度工事現場ごとにご加入いただくことをお勧めします。

甲型共同企業体とは…

2社以上の建設業者がそれぞれ資金、人員、機械など拠出して、共同計算によって工事を施工する共同施工方式をいいます。この場合、労災保険では共同企業体が行う事業の全体を1つの事業とし、その代表者を事業主として保険関係を成立させます。

※経常建設共同企業体においても、甲型（共同施工方式）であれば、年間完成工事高契約では補償の対象となりませんので、補償を必要とされる場合は『甲型共同企業体契約』へご加入ください。

甲型共同企業体契約の概要

- ・ 契約者……………年間完成工事高契約の共済契約者（元請の甲型共同企業体の構成員であれば代表会社でなくても契約可）
- ・ 契約期間……………掛金振込みの翌日から工事終了日まで
- ・ 共済金区分……………年間完成工事高契約と同一
- ・ 掛金……………消費税を除いた請負金額に建設工事種類別の掛金率を掛けて算出（掛金率は年間完成工事高契約と同一）
- ・ 補償対象……………当該企業体の現場に就労する労働者（下請会社に雇用される労働者、アルバイト等を含む）を無記名で補償。
- ・ 給付範囲……………労災保険で業務災害又は通勤災害と認定され、死亡、身体障害1級～7級、傷病1級～3級に該当の場合（同一事故で死傷者が多数に及んだ場合や契約期間中の複数事故に対しても給付）

加入方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、掛金をお振込み後、添付書類（工事請負契約書及び払込金受領証の写）と一緒に共済団までお送りください。掛金を振り込んだ翌日から工事終了の日まで当該工事に就労するすべての労働者を補償します。

掛金精算

工事終了日の1ヶ月前に、共済団より工事終了届を送付しますので、確定請負金額・事故の有無等を記入の上、労災保険確定保険料申告書の写しを添付してご返送ください。請負金額の増減及び無事故割引等の適用により掛金の精算を行います。

■ 共済団ホームページ ■

甲型共同企業体契約の資料請求もできます。是非ご利用ください!!

<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(社) 宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171
(財) 建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

業界生まれ、 業界育ち。

加入するなら、建設業界を
一番よく知っている「建設共済」。
もしもの時、大きな安心で会社を
しっかり支えます。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において加点。

法定外労災補償制度
建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関:(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805宮崎市橋通り東2-9-19

TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

建設共済の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学金事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、
要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

TEL.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>